平成３０年（フ）第２３１号
京都府八幡市八幡広門27番地　９棟907
債務者　辻　　又男
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４８号
京都府長岡京市久貝２丁目16番29号
債務者　篠原　絵美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３６４号
京都市山科区竹鼻西ノ口町19番地　エミネンス88　104号
債務者　和田　勇次
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１２号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目２番２号605
債務者　曽束美由紀
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３３号
京都市東山区東大路三条下る３丁目南木之元町536番地11　ファーストコート東山三条206
債務者　明石ジュリマこと　ＬＯＭＯＣＳＯ　ＪＵＬＩＭＡ　ＢＥＣＩＴＥ
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３９号
京都府京田辺市興戸町田７番地５　ルミエール興戸105
債務者　尾﨑　直人
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４２号
京都市山科区西野山百々町112番地16
債務者　廣瀬　俊子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２６号
兵庫県西宮市今津久寿川町２番１―602号
債務者　達川清こと　徐　　清
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５８号
兵庫県姫路市市川台１丁目30番地、従前の住所岡山県岡山市北区平田160番地114　レオパレスブルースカイワン104号室
債務者　田靡　敬一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１８０号
兵庫県姫路市北条252番地12　市営北条住宅８棟896号
債務者　中西　　修
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９２号
兵庫県赤穂市鷆和804番地10、従前の住所大阪府東大阪市森河内西２丁目29番21号
債務者　駒井三千夫
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７４号
奈良市杉ヶ町51番地の７　杉ヶ町北ビル601号
債務者　平尾　嗣則
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０９号
岡山市南区福島４丁目２番８号　ビューラ福島Ｂ―101、旧住所岡山県高梁市備中町布瀬29番地
債務者　森前　大輔
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１２号
岡山市東区瀬戸町下376番地
債務者　木庭　利恵
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５５号
岡山市北区牟佐62番地９
債務者　松浦　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３４号
広島県大竹市玖波８丁目２番16号
債務者　尾畑　俊光
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３号
広島県尾道市山波町3069番地33
債務者　大塚　由美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所尾道支部